

河芸体育館の使用料

単位 円

使用区分	時間区分	①	②	③
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,090	3,140
		その他の場合	4,190	6,280
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,280	9,420
		その他の場合	10,470	15,710
	當利又は宣伝を目的とする場合		20,950	31,420
	アリーナ照明	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり		
一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
	高校生以上・一般	200	200	200

〔備考〕

- 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乘じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の使用料とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。
 - 使用面積がアリーナの床面積の2分の1(中央で区分する。)以下のとき。
 - 使用時間が定められた時間区分の2分の1(午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。
 - 使用の準備のために使用するとき。
- 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数は、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連續して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連續して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。